

	※ 処理 事項	整理番号	事務所	区分	納税番号	申告区分
	法人番号					
法人名			事業年度	平成	年	月
			平成	年	月	日から 日まで

付加価値額及び資本金等の額の計算書

1. 付加価値額及び資本金等の額の計算

付 加 価 値 額 の 計 算				資 本 金 等 の 額 の 計 算			
収益配分額の計算	報酬給与額 別表5の2の2③又は別表5の3⑫	①	兆 十億 百万 千 円	資本金等の額 <small>下表2②若しくは下表3④又は別表5の2の3②、 別表5の2の3③若しくは別表5の2の3⑤</small>	⑫	兆 十億 百万 千 円	
	純支払利子 別表5の2の2④又は別表5の4③	②		当該事業年度の月数	⑬	月	
	純支払賃借料 別表5の2の2⑤又は別表5の5③	③		$⑫ \times \frac{⑬}{12}$	⑭	兆 十億 百万 千 円	
	収益配分額 ①+②+③	④		控除額計 別表5の2の3⑫、別表5の2の3⑬、 若しくは別表5の2の3⑭又は別表5の2の4⑩	⑮		
単年度損益 (第6号様式(68))又は別表5⑮	⑤		差引 ⑭-⑮	⑯			
付加価値額 ④+⑤	⑥		⑯のうち1,000億円以下の金額	⑰			
収益配分額のうち報酬給与額に占める割合 ①/④	⑦	%	$\left[\begin{array}{l} \text{⑯のうち1,000億円を超え} \\ \text{5,000億円以下の金額} \end{array} \right] \times \frac{50}{100}$	⑱			
雇用額 安定計控除 ④ $\times \frac{70}{100}$	⑧	兆 十億 百万 千 円	$\left[\begin{array}{l} \text{⑯のうち5,000億円を超え} \\ \text{1兆円以下の金額} \end{array} \right] \times \frac{25}{100}$	⑲			
雇用安定控除額 ①-⑧	⑨		課税標準となる資本金等の額 ⑰+⑱+⑲	⑳			
雇用者給与等支給増加額 別表5の6⑳又は別表5の6の2㉑	⑩						
課税標準となる付加価値額 ⑥-⑨-⑩	⑪						

2. 資本金等の額の明細

区 分	期首現在の金額 ①	当期中の減少額 ②	当期中の増加額 ③	差引期末現在の金額 ④ (①-②+③)
資本金の額 又は出資金の額	兆 十億 百万 千 円	兆 十億 百万 千 円	兆 十億 百万 千 円	兆 十億 百万 千 円
資本金の額及び資本準備金 の額の合算額				
法人税の資本金等の額又は 連結個別資本金等の額				
期中に金額の増減が あった場合の理由等				